

京都市上下水道局告示第55号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき休止届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和2年1月31日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 休止業者名等

京都府宇治市槇島町十六44番地の1  
テイネン株式会社  
代表取締役 中村 博兆

2 休止届出年月日

令和2年1月14日

(上下水道局下水道部管理課)